

まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加について

本日の政府対策本部において「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域に、埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県の4県が追加されることとなった。これにより、「まん延防止等重点措置」の適用は全国で10都府県に広がり、その他の地域も含めて全国各地で新規感染者数が増加の一途をたどっている。

我々全国知事会としても、47人の知事が一丸となって、積極的疫学調査やPCR検査の徹底、病床の確保等に全力をあげているが、現在の変異株によりこれまでにない早さで感染拡大や重症化が進んでおり、強力な対策を講じなければ防ぎきれないとの危機感を共有している。

政府においては、こうした現場の実情を踏まえ、必要な場合には躊躇なく緊急事態宣言を再発出すること、大型連休において特に「まん延防止等重点措置」が適用されている都道府県との移動を抑制することを含め「強力な対策を迅速に講じる」とともに、こうした対策の副作用として生じる地域経済への影響に対して、「大胆な経済対策」を実施するようお願いする。

令和3年4月16日

全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長・全国知事会会長 徳島県知事 飯泉 嘉門

本部長代行 鳥取県知事 平井 伸治